

令和 8年 6月 8日 議決・専決

令和 8年 6月 9日施行

令和 8年 6月 9日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第21号

災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事の実施を可能にするための関係条例の整備に関する条例

災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事の実施を可能にするための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 8年 6月 9日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町条例第21号

災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事の実施  
を可能にするための関係条例の整備に関する条例

(佐用町公共下水道条例の一部改正)

第1条 佐用町公共下水道条例（平成17年佐用町条例第143号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

(佐用町簡易水道給水条例の一部改正)

第2条 佐用町簡易水道給水条例（平成17年佐用町条例第199号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の規定に基づき指定した者（以下「指定業者」という。）に限り当該工事の設計及び施工をさせることができる。ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定に基づき指定した者が給水装置工事の設計及び施工をする必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条第2項中「ただし書」を削る。

(佐用町個別排水処理施設管理条例の一部改正)

第3条 佐用町個別排水処理施設管理条例（平成19年佐用町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

排水設備の新設等の工事（修繕等軽微な工事を除く。）については、佐用町公共下水道条例（平成17年佐用町条例第143号）第10条の規定の例による。

(佐用町コミュニティ・プラント条例の一部改正)

第4条 佐用町コミュニティ・プラント条例（令和5年佐用町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

排水設備等の新設等の工事（修繕等軽微な工事を除く。）については、佐用町公共下水道条例（平成17年佐用町条例第143号）第10条の規定の例による。

(佐用町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第5条 佐用町農業集落排水処理施設条例（令和5年佐用町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

排水設備等の新設等の工事（修繕等軽微な工事を除く。）については、佐用町公共下水道条例（平成17年佐用町条例第143号）第10条の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。